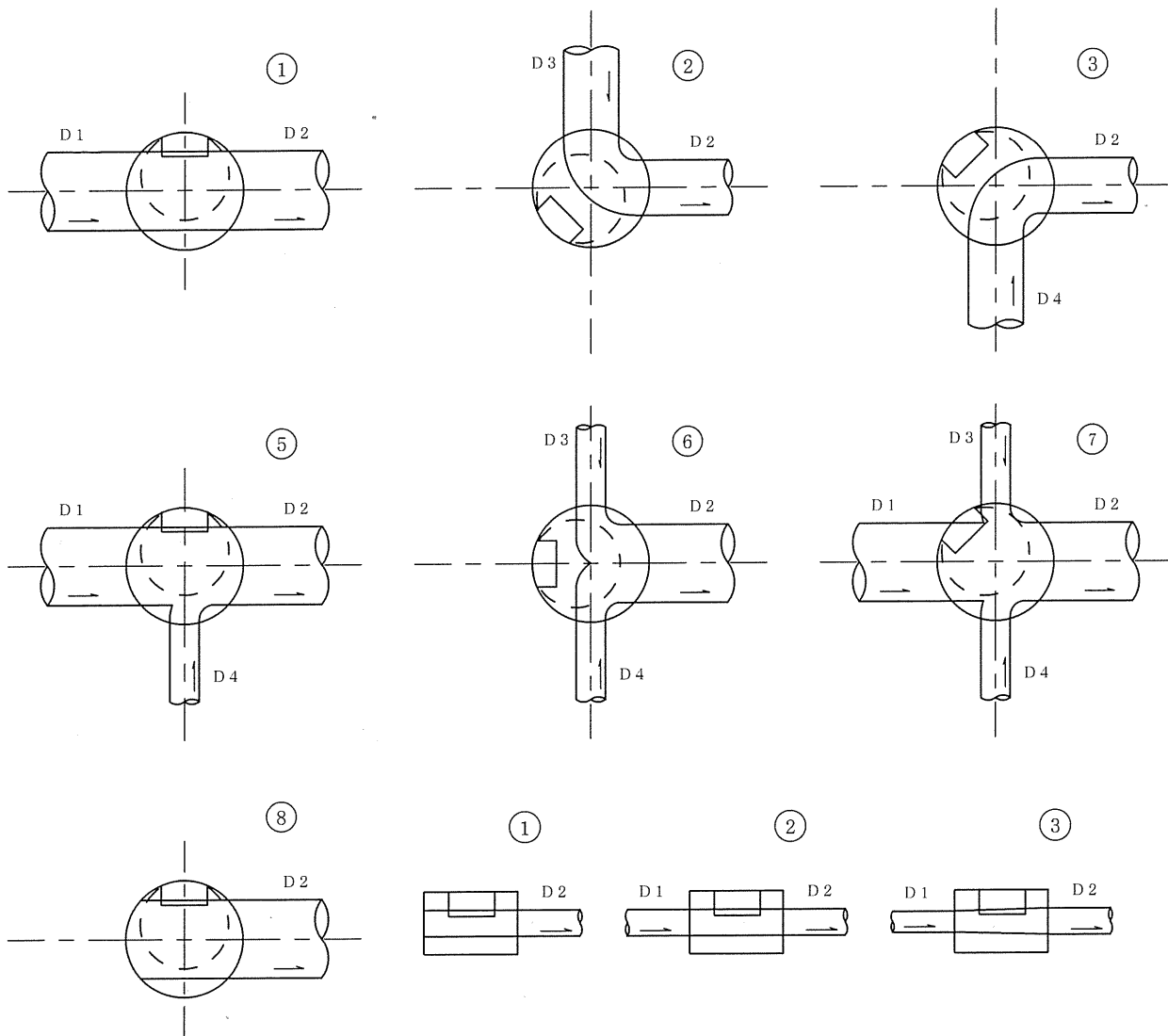


改定区分	作成年度	適用期間
第1回改定	H. 6	H6. 8. 1
第2回改定	H. 10	H10. 8. 1

インバート形態図



インバートの形状及び勾配

- (1) 高さは原則として下流管の1/2とし、最高50 cmまでとする。
- (2) 上、下流管低差が15 cm以下の場合はすりつける。
- (3) 上、下流管低差が15 cmを超えた場合は15 cmにすりつけ且つ管径の50%以上の段差がある場合はインバートの高さを下流管径の80%とする。
- (4) 上流管に副管を設ける場合は下流管こう配をとる。
- (5) 足踏み場の横方向のこう配は10%で仕上げるものとする。

落差が15 cm
以下の場合

落差が15 cm
を超えた場合

落差が(15 cm+下流管/2)
を超えた場合

